

議案第7号参考資料

件名	埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
根拠法令等	地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成3年法律第110号)
<p>【趣旨】</p> <p>地方公務員法及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、必要な規定を整備するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するもの。</p> <p>【内容】</p> <p>(1) 規則で定める時間(月60時間)を越える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合を引き上げて時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、時間外勤務代休時間として、勤務日等に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる規定を追加する。</p> <p>(2) 代休日として指定できる勤務日等から時間外勤務代休時間が指定された勤務日を除外することとする。</p> <p>(3) 職員の配偶者の就業等の状況にかかわらず、職員は育児のための早出遅出勤務の請求をすることができることとする。</p> <p>(4) 3歳に満たない子のある職員から、当該子を養育するために請求があった場合には、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務をさせてはならない規定を追加する。</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p>	

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。</p> <p>2 前項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替</p>	<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（<u>職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第2項において同じ。</u>）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。</p> <p>2 前項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（<u>職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第2項において同じ。</u>）が、規則で定めるところにより、当該子を養</p>

えるものとする。

3 (略)

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第9条 (略)

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第7条第2項に規定する勤務をさせてはならない。

4 第1項及び前項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用す

育」とあるのは、「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 (略)

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第9条 (略)

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第7条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。

3 前2項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場

る。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより当該子を養育」とあるのは「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより当該子を養育」とあるのは「要介護者の

ある職員が、規則で定めるところにより当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

5 前各項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。

（時間外勤務代休時間）

第9条の2 任命権者は、職員の派遣元市町村の給与に関する条例の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある

合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより当該子を養育」とあるのは「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

4 前3項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。

第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（第11条第1項において「勤務日等」という。）のうち第11条第1項に規定する休日及び代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第10条（略）

（休日の代休日）

第11条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第9条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。

2 （略）

第10条（略）

（休日の代休日）

第11条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（休日を除く。）を指定することができる。

2 （略）

第12条～第19条 (略)

第12条～第19条 (略)

議案第 8 号参考資料

件 名	埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
根拠法令等	地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成3年法律第110号)
<p>【趣 旨】</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、必要な規定を整備するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するもの。</p> <p>【内 容】</p> <p>(1) 職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は育児休業、育児短時間勤務及び部分休業をすることができることとする。</p> <p>(2) 夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児休業をした後3月以上経過した場合に、再度の育児休業をすることができることとする。</p> <p>(3) 職員以外の子の親がその子を養育することができることとなった場合でも、育児休業及び育児短時間勤務の取消事由には当たらないものとする。</p>	
施 行 日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p>	

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>第1条（略）</p> <p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、<u>育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員とする。</u></p> <p><u>（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間）</u></p> <p>第2条の2 <u>育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。</u></p>	<p>第1条（略）</p> <p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、<u>次に掲げる職員とする。</u></p> <p>（1） <u>非常勤職員</u></p> <p>（2） <u>臨時的に任用される職員</u></p> <p>（3） <u>育児休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員</u></p> <p>（4） <u>前号に掲げる職員のほか、職員が育児休業により養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができる場合における当該職員</u></p>

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により当該職員と別居することとなったこと。

(2)・(3) (略)

(4) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条第2号に掲げる事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により当該職員と別居することとなったこと。

(2)・(3) (略)

(4) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該

(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

第4条 (略)

(育児休業の承認の取消事由)

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。

子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。))。

(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

第4条 (略)

(育児休業の承認の取消事由)

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 職員が育児休業により養育している子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったとき。

(2) 育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき。

第6条～第7条（略）

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第8条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員とする。

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過

第6条～第7条（略）

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第8条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- （1） 非常勤職員
- （2） 臨時的に任用される職員
- （3） 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員
- （4） 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過

しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第9条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第12条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2)・(3) (略)

(4) 育児短時間勤務の承認が、第12条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

(5) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の

しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第9条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第12条第2号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2)・(3) (略)

(4) 育児短時間勤務の承認が、第12条第3号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

(5) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわ

請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(6) (略)

第10条～第11条 (略)

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第12条 育児休業法第12条において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) (略)

(2) (略)

たり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(6) (略)

第10条～第11条 (略)

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第12条 育児休業法第12条において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。

(2) (略)

(3) (略)

第13条～第15条（略）

（部分休業をすることができない職員）

第16条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

（部分休業の承認）

第17条 部分休業（育児休業法19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

第13条～第15条（略）

（部分休業をすることができない職員）

第16条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- （1） 非常勤職員
- （2） 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- （3） 部分休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員
- （4） 前号に掲げる職員のほか、職員が部分休業により養育しようとする時間において、養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

（部分休業の承認）

第17条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 (略)

第18条～第20条 (略)

2 (略)

第18条～第20条 (略)

議案第9号参考資料

件名	埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
根拠法令等	個人情報保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 診療報酬明細書等の被保険者への開示について (平成17年3月31日付厚生労働省保険局長通達)
<p>【趣旨】</p> <p>個人情報保護について、開示請求のより一層の整備充実を図るとともに、個人情報の適切な取扱いに係る所要の整理を行うため、埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正するもの。</p> <p>【内容】</p> <p>(1)個人情報の代理請求について、法定代理人の他に、新たに「実施機関が特別の理由があると認めた代理人」を加え、本人が負傷や疾病により入院加療中である場合などに本人に代わって任意の代理人が開示請求をすることができるよう、開示請求者の範囲を拡充する。</p> <p>(2)従来から、死者に関する情報が遺族の個人情報となる場合には、その遺族が自己の個人情報として開示請求を行うことができたが、死者の情報が遺族の個人情報であるかの判断は必ずしも容易ではなかったため、新たに、死者の個人情報を開示請求しうる者を「遺族」や「相続人」等と典型的に規定し、迅速に開示請求に対する判断が可能となるようにする。</p> <p>(3)訂正請求及び利用停止請求についても、上記(1)(2)の開示請求と同様に請求者の範囲を拡充する。</p> <p>(4)当広域連合における個人情報開示請求の大半を占める診療報酬明細書等の開示では、医療機関への意見照会等に相応の期間を要するため、実務に合わせ、開示決定の期限をその実態に即した期限へと変更する。</p> <p>(5)その他、上記の変更に伴う文言の整理を行う。</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p>	

埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例新旧対照表

新	旧
<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>第3条～第16条 (略)</p> <p>(開示請求権)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は実施機関が特別の理由があると認めた代理人（以下「法定代理人等」という。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。ただし、<u>本人が未成年者で1</u></p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人情報 <u>生存する</u>個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>第3条～第16条 (略)</p> <p>(開示請求権)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。ただし、<u>未成年者で15歳以上のものの</u>法定代理人が開示請求をする場合は、本人の同意を必要とする。</p>

5歳以上の者の法定代理人が開示請求をする場合は、本人の同意を得なければならない。

3 死者の個人情報については、次に掲げる者（以下「遺族等」という。）に限り開示請求をすることができる。

(1) 死者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は2親等内の血族

(2) 死者の相続人（前号に該当する者を除く。）

(3) 前2号に規定する者が未成年者又は成年被後見人である場合における法定代理人

(開示請求の手続)

第18条 (略)

2 前項の場合において、開示請求をする者は、規則で定めるところにより、当該開示請求に係る保有個人情報の本人、その法定代理人等又はその遺族等であることを証明するために必要な書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 (略)

(保有個人情報の開示義務)

第19条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、心身に重度の障害がある者の保護者は、本人が心身に重度の障害があること及び本人の権利利益を保護する目的であることを疎明し、本人に代わって開示請求をすることができる。

(開示請求の手続)

第18条 (略)

2 前項の場合において、開示請求をする者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 (略)

(保有個人情報の開示義務)

第19条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) 開示請求者（法定代理人等又は遺族等が開示請求をする場合にあっては、当該開示請求に係る保有個人情報の本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(3)～(7) (略)

第20条～23条 (略)

(開示決定等の期限)

第24条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第18条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から45日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第25条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にそのすべてについて開示決定等

(1) (略)

(2) 開示請求者（第17条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(3)～(7) (略)

第20条～23条 (略)

(開示決定等の期限)

第24条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第18条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から30日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第25条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にそのすべてについて開示決定等

をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)・(2) (略)

第26条・第27条 (略)

(開示の実施)

第28条 (略)

2・3 (略)

4 第18条第2項の規定は、保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

第29条・第30条 (略)

をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)・(2) (略)

第26条・第27条 (略)

(開示の実施)

第28条 (略)

2・3 (略)

4 第1項の規定により保有個人情報の開示を受ける際、当該開示を受ける者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(第17条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。ただし、当該書類の提示又は提出の必要がないと実施機関が認めることにつき相当の理由があるときは、この限りではない。

第29条・第30条 (略)

<p>(訂正請求権)</p> <p>第31条 (略)</p> <p><u>2 第17条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(訂正請求の手続)</p> <p>第32条 (略)</p> <p><u>2 第18条第2項の規定は、訂正請求をする者について準用する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第33条～第38条 (略)</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第39条 (略)</p> <p><u>2 第17条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(訂正請求権)</p> <p>第31条 (略)</p> <p><u>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(訂正請求の手続)</p> <p>第32条 (略)</p> <p><u>2 前項の場合において、訂正請求をする者は、規則で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第33条～第38条 (略)</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第39条 (略)</p> <p><u>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。</u></p> <p>3 (略)</p>
--	---

(利用停止請求の手續)

第40条 (略)

2 第18条第2項の規定は、利用停止請求をする者について準用する。

3 (略)

第41条～第68条 (略)

(利用停止請求の手續)

第40条 (略)

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、規則で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 (略)

第41条～第68条 (略)